

伐木等機械の運転の業務に係る特別教育講習会開催のご案内

栃木労働局長登録教習機関
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

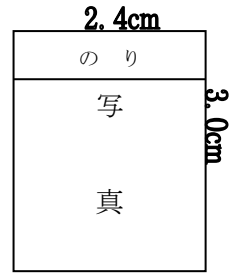
この度、労働安全衛生規則第36条第6号の2に定める「伐木等機械の運転の業務に係る特別教育」の講習会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1. 日 時**
〔学 科〕 令和7年2月 8日（土）8：00～16：00（受付7：50）
〔実技A班〕 令和7年2月 9日（日）8：30～16：00（受付8：20）
〔実技B班〕 令和7年2月10日（月）8：30～16：00（受付8：20）
- 2. 場 所**
学科会場 栃木県木材業協同組合連合会 会議室（宇都宮市新里町丁277-1）
実技会場 伐木等機械導入作業現場（宇都宮市徳次郎町民有林（株）トーセン作業現場）
- 3. 受講料金**
会 員 44,400円 内訳 受講料40,700円・教材3,700円（消費税を含む）
非会員 54,400円 内訳 受講料50,700円・教材3,700円（消費税を含む）
〔登録番号（インボイス）T2010405001854〕 10%税率対象
- 4. 申込締切** 令和7年1月31日（金）定員20名 ※定員になり次第締め切ります。
。
- 5. 申 込 先** 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
〒321-2118 宇都宮市新里町丁277番地1 栃木県木協連内 TEL028-652-2153
〔銀行振込〕 足利銀行本店 普通預金 178351 林業業労災防止協会栃木県支部
- 6. 受講科目** 伐木等機械の運転の業務（伐木等機械：ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機等）
【学科教育】6時間
・ 伐木等機械に関する知識
・ 伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
・ 伐木等機械の作業に関する知識
・ 伐木等機械の運転に必要な 一般的事項に関する知識
・ 関係法令
【実技教育】6時間
・ 伐木等機械の走行の操作
・ 伐木等機械の作業のための装置の操作
- 7. 携 行 品** 受講票・筆記用具・（実技講習：ヘルメット・雨具類）
- 8. そ の 他**
☆受講申込書に写真（2.4cm×3.0cm）1枚を貼付して下さい。
☆受講申込書が不足の場合はコピーして使用して下さい。
☆全科目修了した方には『修了証』を交付します。
☆新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、当日のマスク着用は個人の判断に委ねます

伐木等機械の運転の業務に係る特別教育

受講申込書（修了台帳）



ふりがな			修了証 ※第 号 番号
氏名			
併記を希望する場合の旧姓又は通称 (要確認書類)			
生年月日	昭和 年 月 日 平成	交付 年月日	※令和 年 月 日
現住所	〒 _____ TEL ()		
勤務先	所在地	〒 _____ TEL ()	
	名称		

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。【尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。】

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員	実施管理者	受付担当者

注) ※記入しないこと。